八幡平市告示第50号

八幡平市親元就農支援金交付要綱を次のように定める。

令和６年３月29日

八幡平市長　佐々木　孝　弘

八幡平市親元就農支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業の担い手の確保及び就農による定住の促進を図るため、３親等以内の親族（以下「親等」という。）から農業の経営を継承し、新たに就農した者に対し、予算の範囲内で八幡平市親元就農支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、八幡平市補助金等交付規則（平成17年八幡平市規則第68号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　営農　主として農業により生計を営むことを目的に年間150日以上かつ1,200時間以上農作業に従事することをいう。

(２)　親元就農　親等から農業の経営を継承し、営農することをいう。

（交付対象者）

第３条　支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1. 市内に住所を有し、支援金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）の属する

年度以前２年度以内に親元就農した者で、親元就農した時点において年齢が55歳以下のもの

(２)　親元就農した日から３年後の所得目標が250万円以上であり、目標の達成が可能であると見込まれること。

(３)　生産した農産物の出荷及び生産資材等の取引を自らの名義で行っている者

(４)　農産物等の売上及び経費の支出等の経営に係る収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理している者

(５)　本人及び農業の経営を移譲した親等が市税を滞納していないこと。

(６)　農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記１による資金の交付を受けていない者

(７)　新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記１又は別記２による資金の交付を受けていない者

(８)　八幡平市新規就農者等支援事業補助金交付要綱（平成21年八幡平市告示第146号）による補助金の交付を受けていない者

(９)　申請日から３年間、営農を継続すること。

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、50万円とする。

２　支援金の交付は、交付対象者１人につき１回限りとする。

（交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする者は、八幡平市親元就農支援金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　実施計画書（様式第２号）

(２)　申請者調書（様式第３号）

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（支援金の請求）

第６条　支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、速やかに、八幡平市親元就農支援金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（営農状況の報告）

第７条　支援金の交付を受けた者は、交付の翌年度から起算して３年間、毎年７月末日までに前年の営農状況に係る営農状況報告書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付決定の取消し）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　第３条第９号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(２)　偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

２　前項の規定は、支援金の交付があった後においても適用する。

（支援金の返還）

第９条　交付決定者は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消された場合において、既に支援金が交付されているときは、市長の命ずるところにより支援金を返還しなければならない。

（立入検査等）

第10条　市長は、支援事業の適正を期するため必要があると認めるときは、支援事業者に対し報告させ、又は担当職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（書類の保管）

第11条　支援事業者は、支援事業に係る経費の収支を明らかにした関係書類を支援事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）



様式第２号（第５条関係）





様式第３号（第５条関係）



様式第４号（第６条関係）



様式第５号（第７条関係）

